

「シニア消費」と企業の工夫（日本）

1. 「シニア消費」とは？

今年2012年は、団塊の世代(1947年～1949年)の最も早い世代、つまり1947年(昭和22年)生まれの人たちが65歳に達します。今年以降、お金も時間もゆとりのあるこの世代を中心に、消費活動が活発化する可能性が高まっています。この世代の消費活動のことを「シニア消費」と言います。

2. 最近の動向

総務省が発表する「家計調査」(貯蓄・負債編、二人以上の世帯)を見てみると、国内の貯蓄額全体の約6割は、60歳以上の世帯主の家庭で占めていることが分かります。

世帯主が60歳以上の世帯では、住宅ローンなど大型ローンの返済を終えているケースも多く、負債残高が少ないことも特徴です。

「旅行業界」や「レジャー業界」でよく見かける、シニア層向けの割引制度は、金銭的にも時間的にもゆとりのある、この層の需要をターゲットとしているものです。



3. 今後の展開

それでは、割引制度など価格の安さ以外でシニア層の心を射止めるために、企業はどのような工夫が必要なのでしょう？大きなヒントの一つは、退職後のシニア層の多くは、まだ新たなライフスタイルや趣味を確立する途中であるということ。そして、様々な商品やサービスに、深い興味があるということです。

企業の工夫例として分かりやすいのは、コンビニ業界です。最近は少量パックのお惣菜を、店頭でよく見かけます。有機食材を使った高級弁当や葉巻などのこだわりの一品もシニア層向けのものです。

また、大型の書店やDVDなどのレンタル店でも、分かりやすい店舗の利用案内や、シニア層の趣味に合わせた品揃え、相談のできるコンシェルジュサービスなど、シニア層向けの店舗も徐々に増え始めています。実際に、これらの店舗は好評で、来店客数も増えています。

これから先、企業がこうした工夫を続けることは、長年の仕事や家事から解放されたシニア層のライフスタイルを豊かにします。現代のシニア層は、健康面でも、まだまだ元気な人が非常に多いです。企業の工夫によって、シニア層の生活の幅が広がれば、景気にとっても大きなプラスの効果が生まれます。

弊社マーケットレポート

検索!!

2012年03月02日【デイリー No.1,244】日本の雇用関連統計(1月)～労働需要の増加基調が続く～

2012年02月24日【キーワード No.780】「高齢者」の定義と労働意欲(日本)

☆本日の「マーケット・キーワード」のラジオ番組放送内容は、こちら!! ☆

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者及び許諾者に帰属します。

【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

●投資信託に係るリスクについて

投資信託の基準価額は、投資信託に組み入れられる有価証券の値動き等(外貨建資産には為替変動もあります。)の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として投資信託に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、投資信託は預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。

●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

- ◆直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限3.675%(税込)
 - ・・・換金(解約)手数料 上限1.05%(税込)
 - ・・・信託財産留保額 上限0.5%
- ◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限1.995%(税込)
- ◆その他費用・・・監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)、および外国における資産の保管等に要する費用等が信託財産から支払われます。また、投資信託によっては成功報酬が定められており当該成功報酬が信託財産から支払われます。投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用の状況により変化するため、予めその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、お客さまの保有期間に応じて異なる等の理由により予め具体的に記載することはできません。

※上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセットマネジメント株式会社が運用するすべての投資信託における、それぞれの費用の最高の料率を記載しております(当資料作成基準日現在)。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会: 社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者及び許諾者に帰属します。



三井住友アセットマネジメント株式会社